

2014年1月22日

「消費者委員会食品表示部会 第2回栄養表示に関する調査会 資料」  
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部  
安全政策推進部  
鬼武一夫

□ 資料1-1に関して

3 ページ：現行の栄養表示基準における対象食品について

	加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
適用の範囲(任意)	○	△ (鶏卵)	×
注) 特別用途食品を除く。		○対象、△一部対象、×対象外	



	加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
適用の範囲(任意)	○	×	×
注1) 特別用途食品を除く。		○対象、×対象外	
注2) 生鮮食品のうち鶏卵については栄養表示基準の適用対象			

※ 9 ページにおける表においても同様

5 ページ：栄養表示の対象食品について②

- ・「…予め包装された全ての加工食品…」における「予め包装された」の定義を定めるべきである。小売店舗の in store の包装は、「予め包装された」に該当するのか？
- ・「生鮮食品は、その外見から食品の種類と重量がおおよそ把握できることから、義務を課してまで表示させる必要性は乏しいと考える。」と記述されているが、この場合、加工食品と生鮮食品の定義を確立することが必要である。また、「生鮮食品は、その外見から食品の種類と重量がおおよそ把握できる…」と記述されているが、その外見からは栄養成分は把握できないのではないか。
- ・生鮮食品には栄養表示を義務付けないのであれば、その根拠は理論的であるべきである。

## 5 ページ：栄養表示の対象食品について②

・ 添加物について栄養表示を義務化する提案になっているが、具体的なイメージがわからない

- ・ 例えば、JAS法ではふくらし粉やうまみ調味料は食品と分類されているが、一方、食品衛生法では食品添加物製剤である。
- ・ 消費者庁の提案では添加物の栄養表示原則義務で、例外規定を設けるとされているが、どのような添加物が義務化の対象であるのか、具体的に想像できない。

## 6 ページ：予め包装された食品のうち、表示義務を免除する食品（案）

・ 「栄養上、意味のない食品」の表現は、再考すべきである。

- ・ 多くの人々は、日常的に多くの「栄養上、意味のない食品」を摂取しているので、この表現には違和感を持つであろう。例えば、米国の 21 CFR 101.9(j)(4) の “Foods that contain insignificant amounts of all the nutrients…” に倣って、すべての栄養素の含有量が有意でない食品のようにすべきであろう。
- ・ 酒類に対する消費者の必要性に関して、「…消費者の商品選択のために栄養表示を義務付ける必要性は低い。」と記述されているが、最近一部のアルコール飲料においては、例えば「糖質…%オフ」の表示が、栄養表示を伴って行われている。「糖質…%オフ」は一種の強調表示であると考えられるので、このような場合には、消費者には、栄養表示の義務付けの必要性は高いと考えられないか。5 ページにおいて、「強調表示する場合の取扱いは、別途議論」とあるが、表示義務免除を考える場合には、強調表示も考慮に入れるべきであろう。
- ・ 「極短期間でレシピが変更される食品（例：日替わり弁当）」が挙げられているが、「極短期間」の定義が必要になるであろう。

## 7 ページ：表示義務を免除する「栄養上、意味のない食品」について

・ 上述したように、「栄養上、意味のない食品」の表現は、変更すべきであろう。

- ・ このような食品に関しては、US FDA (米国食品医薬品局) は、Guidance for Industry: A Food Labeling Guide の中で、“Foods that provide no significant nutrition… (有意な栄養にはならない食品)” という表現を用いている。

## 12 ページ：栄養表示の対象事業者について②

・ <新基準（案）のポイント>において、「表示責任者」という言葉が用いられているが、これは適切ではない。

- ・表示を行う食品事業者は表示だけではなく、食品すべてに責任を有しているからである。

#### □ 資料 1-2 に関して

- ・栄養表示の国際比較に関する資料は、本調査会においても参照されているように、議論においてはきわめて大切である以上、また今後、各方面で参考資料になる可能性があるため、正確を期すべきである。
- ・例えば、米国の免除規定に「医薬品」があるが、正しくは、medical foods である。
- ・また、免除規定（事業者等）の説明は正確ではなく、資料 1-1 の 11 ページの説明が正しい。Dietary supplements は、別途栄養表示が規定されている。EU の該当法令のタイトルは、正しくない。消費者に対する食品情報の提供に関する規則である。「加工または熟成のみを目的とした加工食品」は誤りであり、「受けた唯一の加工が熟成である加工食品」である。

#### □ 机上配布資料について

- ・次回の調査会において、“各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について”が論議される予定である。ここで、「誤差 (error)」という用語が用いられているのは、現在の栄養表示基準にこの言葉が用いられているためであろうが、栄養成分値を表示する場合に、誤差 (error) という概念は存在しないし、また表示値の許容範囲を議論する場合には、また表示値の compliance を判定する場合には、コーデックスでも他国でも tolerances という言葉が用いられている。国際的ハーモナイゼーションを考慮に入れ、日本においてのみ用いられている「誤差 (error)」という用語の使用は止めるべきである。本件はこれまでも栄養表示検討会、食品一元化検討会および消費者委員会食品表示部会で発言している。早急に修正をお願いしたい。

以上